

# 電気通信設備の技術基準について

---

平成30年11月20日  
IPネットワーク設備委員会  
事務局

# 事業用電気通信設備の技術基準の概要

- 電気通信回線設備の設置事業者及び総務大臣から指定された電気通信回線設備の非設置事業者<sup>※1</sup>は、事業用電気通信設備を総務省令で定める技術基準<sup>※2</sup>に適合するように維持しなければならない。[電気通信事業法(以下「法」という。)第41条]  
<sup>※1</sup> 有料で利用者100万人以上のサービスを提供する事業者(現在、(株)NTTぷらら、ニフティ(株)、ビッグロブ(株)、楽天(株)の4社を指定)。
  - 上記事業者は、事業用電気通信設備の使用を開始しようとするときは、技術基準<sup>※2</sup>に適合することを自ら確認し、その結果を当該設備の使用開始前に総務大臣に届け出なければならない。[法第42条]  
<sup>※2</sup> ①電気通信設備の損壊又は故障により、電気通信役務の提供に著しい支障を及ぼさないようにすること、②電気通信役務の品質が適正であるようにすること、③通信の秘密が侵されないようにすること、④利用者又は他の電気通信事業者の接続する電気通信設備を損傷し、又はその機能に障害を与えないようにすること、⑤他の電気通信事業者の接続する電気通信設備との責任の分界が明確であるようにすること、が確保されるものとされ、詳細は事業用電気通信設備規則(総務省令)に規定。
  - 技術基準適合維持義務が適用される上記事業者は、事業用電気通信設備の工事・維持・運用に関する事項を監督させるため、「電気通信主任技術者」を選任しなければならない。[法第45条]
- ⇒ 電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するため、事業用電気通信設備の工事・維持・運用に関する専門的な知識・能力を有する資格者を選任し、監督させることにより、同設備の技術基準への適合性を担保することとしている。

	損壊・故障対策	品質基準	通信の秘密・他者設備の 損傷防止・責任の分界
アナログ電話用設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○予備機器</li> <li>○停電対策</li> <li>○大規模災害対策</li> <li>○異常ふくそう対策</li> <li>○防護措置 等</li> </ul>	高い品質基準	[通信の秘密] ○通信内容の秘匿措置 ○蓄積情報保護 [他者設備の損傷防止] ○損傷防止 ○機能障害の防止 ○漏えい対策 ○保安装置 ○異常ふくそう対策 [責任の分界] ○分界点 ○機能確認
総合デジタル電話用設備			
0AB-J IP電話用設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大規模災害対策</li> <li>○異常ふくそう対策</li> <li>○防護措置 等</li> </ul>	自主基準 <sup>※</sup>	
携帯電話・PHS用設備			
その他の音声伝送役務用設備 (050IP電話用設備)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大規模災害対策</li> <li>○異常ふくそう対策</li> <li>○防護措置 等</li> </ul>	最低限の品質基準	
上記以外の設備 (データ伝送役務用設備等)		規定なし	

※ 携帯電話の品質基準は、電波の伝搬状態に応じて通話品質が影響を受けることを考慮し、基準を一律に定めるのではなく、自主基準としている。

# 端末設備等の接続の技術基準の概要

- 電気通信回線設備の設置事業者は、利用者から端末設備又は自営電気通信設備(以下「端末設備等」という。)をその電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたときは、その接続が総務省令で定める技術基準等※1に適合しない場合等を除き、請求を拒むことができない。[法第52条・第70条]
- 利用者は、適合表示端末機器※2を接続する場合等を除き、電気通信回線設備に端末設備等を接続したときは、回線設置事業者による接続の検査を受け、技術基準等※1への適合が認められた後でなければ、使用してはならない。[法第69条・第70条]
  - ※1 ①電気通信回線設備を損傷し、又はその機能に障害を与えないようにすること、②電気通信回線設備を利用する他の利用者に迷惑を及ぼさないようにすること、③電気通信事業者の設置する電気通信回線設備と利用者の接続する端末設備との責任の分界を明確であるようにすること、が確保されるものとされ、詳細は端末設備等規則(総務省令)に規定。
  - ※2 端末機器の基準認証制度(技術基準適合認定、設計認証又は技術基準適合自己確認)に基づき端末設備等の接続の技術基準に適合しているものとして表示(いわゆる「技適マーク」)が付されている端末機器。
- 利用者は、端末設備等を電気通信回線設備に接続するときは、「工事担任者」に工事を行わせ、又は監督させなければならない。[法第71条]

⇒ 電気通信事業者のネットワークを保護し、利用者が円滑に電気通信役務の提供を受けられるよう、端末設備等の接続に関する専門的な知識・能力を有する資格者に工事を担わせることにより、同設備の接続の技術基準への適合性を担保することとしている。

## 端末機器の基準認証制度

電気通信事業者のネットワーク(電気通信回線設備)に接続して使用される端末機器について、以下(1)~(3)のいずれかの方法により端末設備等の接続の技術基準への適合性を担保し、技術基準への適合表示(いわゆる「技適マーク」)を付すことにより明確化している。

### (1) 技術基準適合認定(法第53条)

登録認定機関が端末機器(個体ごと)の技術基準適合性を審査して認定(特注製品や少量生産の機器向け)

### (2) 設計認証(法第56条)

登録認定機関が端末機器(設計)の技術基準適合性を審査して認証(量産機器向け)

### (3) 技術基準適合自己確認

(法第63条)

製造業者等が端末機器(個体・設計)の技術基準適合性を自ら確認して総務省に届出



技術基準への  
適合表示  
(いわゆる「技適マーク」)